

信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）実施要領

制定 令和8年3月30日付け7信木利第216号

（趣旨）

第1 この要領は、信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 主に住宅分野において、森林整備により生産される県産材の利用を促進していくためには、県産材製品の安定的な需要の確保が必要である。県産材の持続的かつ安定的な需要の確保や供給体制の構築に向けて、製材工場と工務店等、地域の関係者による県産材及び県産材製品のPR活動、流通促進活動等の取組を支援することにより、県産材の安定供給体制の確立、利用拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3 この要領で、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）県産材

県内で生産された木材をいう。

（2）県産材製品

県産材を製材・加工して住宅向けに製作された木質製品（住宅建築用部材のほか、住宅内で利用される調度品も含む。）をいう。

（3）製材工場

県内で県産材を製材又は加工する工場をいう。

（4）工務店等

県産材を県内のエンドユーザー向けに普及啓発を図る木材又は建築関連事業者、林業・木材産業又は建築業の事業者が組織する団体を指す。

（補助対象事業）

第4 補助対象とする事業は、製材工場と工務店等が連携し、住宅分野における県産材及び県産材製品の普及啓発の取組（以下「普及啓発に関する取組」という。）とし、別表1（事業区分表）の内容とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

（1）国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(補助事業の内容)

第5 補助対象となる事業内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 普及啓発に関する取組については、製材工場と工務店等が連携してエンドユーザーに県産材及び県産材製品の普及啓発を図る取組
- (2) 事業実施にあたっては、エンドユーザーに対し県産材魅力向上に向けたアンケートを実施すること

(補助事業者)

第6 補助事業者は、製材工場と工務店等が連携して県産材及び県産材製品の普及啓発を図るための企画提案書を作成した木材又は建築関連事業者、若しくは林業・木材産業又は建築業の事業者が組織する団体（国又は地方公共団体を除く。）とする。

2 前項の林業・木材産業又は建築業の事業者が組織する団体は次のとおりとする。

- (1) 林業・木材産業又は建築業の関連事業者が組織する公益法人
- (2) 森林組合又は森林組合連合会
- (3) 林業・木材産業又は建築業の関連事業者が主たる構成員となって組織する団体で、原則5人（団体）以上で構成され、次の要件を具備していること。
 - ア 事業の実施に必要な執行体制及び責任体制が整備され、又は整備されることが確実であると見込まれること。
 - イ 事業に関する資金計画が適切であり、かつ、その資金計画に従って事業が実施されることが確実であると見込まれること。
 - ウ 事業を円滑かつ効率的に実施することが可能であること。

(補助対象経費及び補助率等)

第7 補助事業の補助対象経費は、別表2（補助対象経費）のとおりとする。ただし、補助事業者の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。補助対象経費のうち、他事業の支援を受けるものは補助の対象としないものとする。また、事業実施上必要なものを除き、個別にエンドユーザーに直接支払う経費は補助の対象としないものとする。

2 補助率は、要綱別表に定めるとおりとする。

3 補助金額の上限は、要綱別表のとおりとする。補助金額は千円単位とし、千円未満は切捨てとする。

(企画提案書)

第8 補助事業者は、信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）企画提案書（様式第1号。以下「企画提案書」という。）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、林務部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

- (1) 見積書その他事業費が確認できる書類
- (2) 事業内容が確認できる仕様書、計画書等
- (3) 補助要件確認チェックリスト
- (4) その他、部長が必要と認める書類

2 部長は、前項の規定による企画提案書の提出があったときは、要綱及び信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）実施要領（以下、「要領」という。）の規定に基づき内容を確認するとともに、別に定める信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）事業選定委員会に選定を依頼し、その選定結果と毎年度の予算措置状況に応じて事業実施の適否を決定するものとする。

3 部長は前項の規定により適否を決定したときは、その旨を補助事業者に通知するとともに、予算措置の状況の範囲内で補助金額を内示するものとする。

(早期着手)

第9 補助事業者は、部長から事業実施の通知があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。ただし、部長がやむを得ない事由があると認められた場合は、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第2号）を部長に提出するものとする。

3 部長は、前項の規定による協議書の提出があった場合において、やむを得ない事由があると認められるときは、以下の条件を付して同意するものとする。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した事故等の責は補助事業者が負うこと。
- (2) 補助対象経費及び補助金額は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

(補助金の交付申請)

第10 補助事業者は、部長から補助金の内示があったときは、要綱第4第1項の規定により、補助金交付申請書（要綱様式第1号）を作成し、部長に提出するものとする。

2 部長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11 要綱第3第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱及び要領に従わなければならないこと。

(2) 県産材のPRに向けた県の取組に協力すること。

(補助金交付の変更)

第12 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金額の増額又は30%以上の減額
- (2) 企画提案書における重要な変更で次の各号に該当するもの
 - ア 県産材普及啓発に関する取組の事業内容の追加・削除
 - イ 県産材普及啓発に関する取組の活動場所の変更
 - ウ 連携者の変更
 - エ その他企画提案書の計画に大幅な変更が生じるもので部長が重要な変更として判断する場合

- 2 補助事業者は、重要な変更及び要綱第3第1項第3号に規定する変更を行おうとするときは、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を部長に提出するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による変更の申請があったときは、規則、要綱及び要領の規定、当該年度の予算状況に基づき内容を審査し、適当と認められるときには、補助事業者に対し変更の承認をし、必要に応じて補助金額の変更内示をするものとする。
- 4 前項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書(要綱様式第2号)を作成し、部長に提出するものとする。
- 5 第1項に規定する重要な変更以外の変更(以下「軽微な変更」という。)を行う場合、補助事業者は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書(要綱様式第2号)を作成し、部長に提出するものとする。ただし、第14の規定による実績報告書の提出に当たって、軽微な変更のうち変更理由及び変更内容が確認できる場合は、変更承認申請を省略することができる。

(状況報告等)

第13 部長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

- 2 部長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

(実績報告)

第14 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により木材関係事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 完成写真、設置写真等(企画提案書で計画した実績を示すもの)
- (3) 補助事業の執行を証する書類
- (4) 県産材を利用した場合、利用したことのわかる書類((参考様式)県産材使用証明書)

- (5) エンドユーザーに対するアンケート
 - (6) 軽微な変更で変更交付申請が行われていない場合にあっては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類
 - (7) その他部長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、要綱第8第5項又は第6項の規定による補助金に係る消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により報告しなければならない。

(調査)

第15 部長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、すみやかに調査を行うものとする。

- (1) 第14第1項に規定する実績報告書
 - (2) 第17第1項に規定する補助金交付（概算払）請求書
- 2 前項の規定による調査は、次に掲げる事項について行い、調査調書（様式第5号）を作成するものとする。
- (1) 補助事業に関する事務手続の確認
 - (2) 補助事業に関する補助金の収支及び支出に関する書類等の確認
 - (3) 必要に応じて補助事業に関する現地の確認
 - (4) その他企画提案書に記載された事項の確認

(補助金の額の確定)

第16 部長は、第15の規定による調査を実施した結果、相当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第17 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する木材関係事業補助金交付（概算払）請求書（要綱様式第7号）によるものとする。

- 2 補助事業者は、第10第2項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、要綱第9に規定する概算払の請求額は、出来高（代金支払が済んでいるものに係る事業費）が60%未満の場合にあっては交付決定額の50%以内の額、出来高が60%以上の場合にあってはその出来高に応じた額としその上限を交付決定額の90%以内の額とする。
- 3 部長は、前項の規定による概算払請求があったときは、速やかに第15の規定に基づく調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(財産処分)

第18 補助事業者は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理（善管注意義務）する。また、事業により取得し、又は効用を

増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、要綱第 10 第 1 項に規定する定められた耐用年数（以下「処分制限期間」という。）は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする（以下「財産処分」という。）ときは、要綱第 10 の第 2 項の規定により定められた申請書を部長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときには、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

（事故報告）

- 第 19 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象となる財産に事故があったときは、部長に届け出るものとする。
- 2 部長は、前項による届け出を受けたときには、必要に応じて現地調査を実施するものとする。
- 3 部長は、前項の報告内容が天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

（書類の提出及び経由）

- 第 20 本事業は、活動範囲が所管地域振興局管内に限定しているものではないことから、要綱第 11 の規定による県全域にわたる事業であるものとし、この要領による部長に提出する書類は、所管地域振興局長を経由しないものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（事業区分表）

経 費	事業内容
普及啓発に関する取組	(1) 県産材及び県産材製品の流通・販売・利用に関する勉強会、説明会、利用事例発表会等の開催 (2) 県産材及び県産材製品の普及に向けたセミナー、シンポジウム、イベント等の実施 (3) 県産材及び県産材製品の情報発信等のPR活動

別表2（補助対象経費）

経費の区分	内 容
賃 金	事業実施にあたって追加的に発生するアルバイト及び技能者等の賃金等
報 償 費	外部招聘する講師の謝金等
旅 費	事業実施にあたって追加的に発生する構成員、技術者、アルバイト、技能者及び会議や研修等に出席する有識者、講師等の交通費、宿泊費等
需 用 費	消耗品購入費、備品購入費、印刷製本費、材料購入費等
役 務 費	保険料、郵送費等
委 託 料	会場設営委託料、製品製造委託料、広告出稿料及びコンサルタント等の委託料等
使用料及び賃借料	会場借上げ料、バス借上げ料等

※正社員の給与等、補助事業者の運営に係るものは補助対象外